

# 京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業 補助金交付要項 【一般乗用旅客自動車運送事業者】

一般社団法人京都府タクシー協会（以下、「協会」という。）は、深刻化する担い手不足対策として、タクシー事業者による担い手確保・定着の取組に対し「京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業補助金」（以下、「補助金」という。）を交付します。

※ この「補助金」は、コロナ5類移行に伴う社会経済活動の正常化が進展し、担い手不足が深刻化する中、公共交通事業者が実施する担い手確保・定着の取組を支援することで、生活交通を維持・確保できるよう、京都市が令和6年5月市会で予算措置した補正予算「公共交通担い手確保・定着支援事業」を財源としています。

こうした点を踏まえ、補助金を適切に活用するとともに、市民の暮らしを支える地域公共交通として、関係法令の遵守はもとより、安全な輸送の確保、利用者の利便性向上などに努めてください。

## ＜申請受付期間＞

令和6年7月17日（水）から令和6年7月31日（水）まで

※ 申請状況に応じて期間を延長する場合があります。

補助対象者	申請時点で京都市内に本社又は営業所（以下「本社等」という）を置き、道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人事業者
補助率等	＜補助率＞ 1/2 ＜補助金の限度額＞ 100万円 ※ 補助対象となる経費については次ページをご覧ください。 ※ 各事業者からの補助金の申請額が予算を超える場合、補助金額が限度額の100万円に満たないことがあります。

## I 補助要件

次の全ての要件を満たす者に交付します。

- 1 道路運送法に基づく「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、京都市内に本社等を有し、事業を営む者であること。
- 2 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。
- 3 担い手不足が深刻化する中、公共交通サービスの維持・確保を図るという補助金の目的を理解し、担い手確保・定着の取組に適切に充当することで、今後も公共交通の担い手として事業を行う者であること。

## II 補助金の概要

補助率	1 / 2
補助金の限度額	100万円
補助対象経費	<p>啓発ツール作成、イベントの実施、二種免許取得の教習経費、福利厚生に係る施設の整備など、担い手確保・定着につながる事業の実施に要する経費</p> <p>※ <u>上記のうち、次の経費は補助対象経費に含めることができません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 消費税及び地方消費税</li><li>・ 直接人件費</li><li>・ 汎用性の高い備品等の購入経費（事務用のパソコン、テレビ、タブレット等）</li><li>・ 租税公課、減価償却費、一般管理費</li><li>・ 物品やサービスなどの支払先や支払い内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費</li><li>・ 申請前に実施した事業の経費</li><li>・ その他公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費</li></ul> <p>※ <u>補助対象事業の実施に伴って収入がある場合、当該収入額を差し引いた額を交付します。</u>（例：国や地方公共団体等からの補助金、イベント実施による収入など）</p>

### Ⅲ 手続について

## 補助金申請の手続きに関する流れ

### <各事業者⇒協会>

#### 1 補助金の申請（令和6年7月31日（水）まで）

※申請状況に応じて期間を延長する場合あり

#### <提出書類>

- ・ 交付申請書（様式1）
- ・ 申請者に関する情報（様式2）
- ・ 事業実施計画書（様式3）
- ・ 事業実施計画書（様式3）の交付対象経費に関する見積書の写し等
- ・ 誓約書（様式4）
- ・ 本人確認書類の写し  
（法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等いずれか1つ）
- ・ 許可証※の写し（福祉輸送限定事業者の場合）  
※道路運送法に基づく福祉輸送限定事業の許可証

### <協会⇒各事業者>

#### 2 補助金交付決定、及び金額の通知（令和6年8月8日（木）まで）

- 補助金申請に係る書類を審査し、適正と認められる場合、交付を決定します。  
⇒ 交付決定通知書をお送りし、交付額を通知します。
- ※ 各事業者からの補助金の申請額が予算を超える場合、交付決定額が申請額を下回る  
ことがあります。ご了承ください。

### <各事業者>

#### 3 補助対象事業の実施（令和7年2月28日（金）まで）

- 事業内容に変更が生じた場合は、随時ご相談ください。

（裏面に続く）

<各事業者⇒協会>

4 補助金実績報告（補助対象事業終了後、令和7年2月28日（金）まで）

<提出書類>

- ・ 事業実績報告書（様式5）
- ・ 事業実施報告書（様式6）
- ・ 事業実施報告書（様式6）の交付対象経費に係る領収書の写し等
- ・ 支払口座振替依頼書（様式7）
- ・ 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）



<協会⇒各事業者>

5 補助金額の確定（令和7年3月14日（金）まで）

- 補助金実施報告に関する書類を審査し、適正と認められる場合、補助金額を確定します。
    - ⇒ 補助金額確定通知書をお送りし、確定額を通知のうえ、補助金を口座に振り込みます。
- ※ 補助金を事前に概算払いで受けたい場合は、事前にご相談ください

## IV 申請書等の提出について

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等を用いて、下記あてに郵送してください。

### 【提出先】

・(一社) 京都府タクシー協会 電話番号 075-691-6518	〒612-8418 京都市伏見区 竹田向代町 51-5 (京都自動車会館 2階)
令和6年7月31日(水)までの消印有効 ※ 申請状況に応じて期間を延長する場合があります。	

#### <郵送申請での提出に当たって>

- レターパックライト又はレターパックプラスで投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話での問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等をご利用ください。

#### <注意事項>

- 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請の受付を行います。
- 申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。
- 振込先の口座は、申請する法人の口座に限ります。

## V その他

- 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合は、交付決定を取り消します。なお、事前に概算払いを受けていた場合は、交付した補助金を協会に返還していただきます。

また、偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、京都市及び京都府警察に情報提供の上、刑事告訴します。

- 補助金交付事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、協会は、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 京都市の予算を財源とする補助金であるため、提出された申請書等の書類一式は、京都市にも提供します。
- 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書等に記載された情報を、直接又は京都市を通じて他の行政機関等に提供する場合があります。

- 他の行政機関等が実施する補助金等の交付要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書等に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は京都市を通じて提供することがあります。
- 協会又は京都市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、直接又は京都市を通じて、申請書等に掲載された情報を提供することがあります。
- 協会は、上記の場合を除き、提出いただいた申請書等に記載された情報を、本補助金の審査・交付に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- 交付決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、協会が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなし当該交付決定を取り消します。
- 補助金の申請内容を確認するため、根拠書類について、後日、調査させていただく場合がありますので、5年間大切に保存しておいてください。

## VI 申請手続きに関する問合せ先

- ・ 一般社団法人京都府タクシー協会  
電話番号 075-691-6518（月～金曜 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日は休み）

年 月 日

(あて先) 一般社団法人京都府タクシー協会

所在地  
申請者名  
代表者名

## 京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業補助金交付申請書

京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業補助金交付要項の規定に基づき、下記のとおり、補助金の交付を申請します。

記

1 担い手確保・定着支援事業補助金交付申請額 金 円

### 2 関係書類

- (1) 担い手確保・定着支援事業実施計画書（様式3）
- (2) その他一般社団法人京都府タクシー協会が必要と認める書類

申請書（申請者に関する情報）京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業補助金

（一社）京都府タクシー協会 会長 様

（申請日）令和 年 月 日

受付番号

※受付番号は記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者 ⇒（ <input type="checkbox"/> 協会会員 <input type="checkbox"/> 協会非会員） <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送限定事業者） ※ いずれかにチェック						
	フリガナ							
	法人名							
	フリガナ							
	代表者役職・氏名							
	代表者 生年月日	S:昭和 H:平成		年		月		日
	所在地	〒						
						都・道・府・県		市・区・町・村
		※番地や建物名まで記載してください。						
	電話番号				担当者名			
担当者 電話番号				連絡先 メールアドレス				
常時使用する 従業員数(人)			人	資本金額			円	
法人番号								

京都市内の本社等の名称及び位置（申請日現在）

営業所 番号	本社等の名称	本社等の位置
1		

※営業所番号は、本申請における区別のため、任意の番号を付してください。

※申請日時点の情報を記載してください。



## 担い手確保・定着支援事業実施計画書

事業者名	
取組名称	
該当事業	
実施期間	
取組概要	
全体事業費 ※交付対象外経費を含む。	
交付対象経費 (A)	
事業の実施による収入※(B)	
補助申請額 (A) - (B)	

※ 国や地方公共団体等からの補助金、イベント実施による収入など

## 誓約書

私は、「京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業補助金」を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。(☑をお願いします。)

## 記

- 交付要件を全て満たしています。
- 業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しています。
- 補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないこと又は交付額が過大であったことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- 提出した申請書類は、京都市に提供されることに同意します。
- 一般社団法人京都府タクシー協会（以下、協会という。）又は京都市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書等に記載された情報を直接又は京都市を通じて他の行政機関等に提供されることに同意します。
- 他の行政機関等が実施する補助金等の交付要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書等に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は京都市を通じて提供されることに同意します。
- 協会又は京都市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書等に掲載された情報を提供されることに同意します。
- 協会又は京都市に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書等に掲載された情報を提供されることに同意します。
- 本補助金の申請内容を確認するための調査に応じるとともに、京都市の調査に応じることができるよう、申請書類のほか根拠書類についても適切に保存します。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。
- タクシー事業における道路運送法等の関係法令を遵守します。

令和 年 月 日

(一社) 京都府タクシー協会 会長 様

法人所在地

---

法人名

---

法人代表者職・氏名

---

※法人の代表者が自署してください（代表者印の押印でも可）。

年 月 日

(あて先) 一般社団法人京都府タクシー協会

所在地  
申請者名  
代表者名

**京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業実績報告書**

年 月 日付けで交付決定のあった、京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業補助金に係る補助事業について、京都市タクシー事業者担い手確保・定着支援事業補助金交付要項の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

**《関係書類》**

- 1 担い手確保・定着支援事業実施報告書（様式6）
- 2 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- 3 その他一般社団法人京都府タクシー協会が認める書類

## 担い手確保・定着支援事業実施報告書

事業者名	
取組名称	
該当事業	
実施期間	
取組結果	
全体事業費 ※補助対象外経費を含む。	
補助対象経費 (A)	
事業の実施による収入※ (B)	
補助金精算額 (A) - (B)	

※ 国や地方公共団体等からの補助金、イベント実施による収入など

## 支払口座振替依頼書

令和 年 月 日

(一社) 京都府タクシー協会 会長 様

京都市タクシー事業者における担い手確保・定着支援事業補助金について、審査の結果、適正と認められ、交付を決定したときは、以下の口座にお支払いください。

## 【申請者】

法人所在地 〒
法人名
法人代表者職・氏名

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫	本店		
信用組合・農協	支店		
口座種別	口座番号(右詰で記入)	口座名義(カタカナ)	
1 普通・2 当座			

ゆうちょ銀行希望の場合	通帳記号							
	口座種別	1 普通・2 当座						
	通帳番号							
口座名義 (カタカナ)								

**注1) 振込先の口座は、申請する法人の口座に限ります。**

注2) 上記口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏(口座名義がカタカナで記載されているページ)など)の写しを添付してください。

注3) 口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。(屋号・店舗名の有無、スペースの有無、法人格の省略など、一部でも誤りがある場合は振込ができません)

【屋号が入る場合の例】〇〇運送 京都太郎 → 〇〇ウンソウ キョウトタロウ

【法人格の省略例】株式会社〇〇産業 → カ) 〇〇サンギョウ

## ■よくある質問と回答

質問	回答
補助要件について	
申請時点においては、京都市内の営業所等を使用の本拠としていたが、今年度中に京都市内の営業所等を廃止した場合、補助対象となるか。	対象となりません。
国の補助金を受けて二種免許取得教習、人材確保セミナー開催及び PR 資料作成等の広報業務を実施するが、国の補助率は1/2である。残り1/2について本補助金をあてることができるか。	併給できます。補助対象経費から国補助の額を除いた額のうち、1/2 が本補助金の支給額となります。 (例) 補助対象経費 100 万円の人材確保セミナーの開催にあたり、国補助として 50 万円を支給された場合、残りの 50 万円のうち 1/2 にあたる 25 万円が本補助金の支給額の上限となります。
国からの補助は受けませんが、上記と同様の取組を行いたい。本補助金の対象となるか。	対象となります。
既に実施済みの取組は本補助金の対象となるか。	対象となりません。
二種免許取得教習について、国の補助金では、採用後3か月以上継続して雇用することを要件としているが、本補助金ではどうか。	国の基準に準ずるものとします。
京都市内に営業所はあるが、セミナーを京都市外で開催する場合、対象となるか。	京都市内の公共交通維持確保・担い手確保・定着に資する場合には対象となります。
セミナーの開催を企画したが、やむを得ない要因により中止とした場合、それまでの準備経費等は補助対象となるか。	中止となった理由等によりますので、随時ご相談ください。
補助対象経費について	
イベントの開催等で、社員以外のアルバイト等を雇用する場合、その人件費は補助対象経費となるか。	直接人件費については、社員であるかを問わず全て対象外となります。
セミナー開催や PR 動画作成といった普及啓発以外の取組であっても、対象となる場合はあるか。	取組の内容によって対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。

担い手確保・定着を目的としたポスター、ビラ等の作成・印刷のため、パソコンやコピー機を購入したが、補助対象経費となるか。	パソコンやコピー機等、汎用性の高い備品等の購入経費については対象となりません。
補助対象期間の取扱いについて、より詳細に説明してほしい。	本ページ下部の説明図をご参照ください。また、その他判断に迷う内容につきましては、個別にご相談下さい。
採用する社員への奨励金（一時金）は対象となるか。	対象となりません。
福利厚生に係る施設の整備とは、具体的にどのようなものが対象となるか。	以下の施設の整備を想定しています。 トイレ、シャワールーム、仮眠施設、休憩所、女性用トイレ、更衣室 など
その他	
営業所ごとに申請することは可能か。	営業所ごとに申請することはできません。事業者単位で申請してください。
担い手確保・定着の取組に対する補助として、本補助金以外で国や地方公共団体等が交付する補助金等との併給は可能か。	併給できますが、事業費から本補助金以外の補助金等の交付額を除いた金額を対象経費として申請してください。

### 補助対象期間の説明図

○ 補助事業実施期間内に収まっている必要があるもの  
(例)

- ・ 人材募集広告の掲載：広告の掲載開始日～掲載終了日
- ・ 求職者イベントへの参加：求職者イベントの実施日
- ・ 二種免許取得の教習経費：教習所への入校日～卒業日 など

